

議案第252号

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり土地賃料等支払請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 縄手運輸株式会社ほか1名 2 大阪地方裁判所 土地賃料等支払請求 事件	本市は、此花区梅町2丁目1番2の市有地の一部を被告縄手運輸株式会社（以下「被告縄手運輸」という。）に貸し付けていたところ、被告縄手運輸が、平成19年10月1日から平成21年4月9日までの間の賃料金4,265,730円のうち金4,055,530円及び同月10日までに発生していた遅延損害金6,106,100円の合計金10,161,630円を滞納しているため、被告縄手運輸及び当該貸付けに係る連帯保証人である被告向弘司に対し、上記金員の支払を求めるもの

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

土地賃料等支払請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。